

- (16) 本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。入札前価格見積方式とは、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」と記載した項目について、この工事の入札に参加を希望する者から競争参加資格等確認申請と併せて見積書の提出を求め、見積書提出後、西日本高速道路株式会社にて、見積書に記載された内容が、設計図書のパフォーマンス・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて審査を行い、必要に応じ入札者と見積書の内容の確認（以下「技術確認」という。）を行い、その結果に基づき、最も適正な価格であると認められた価格を活用して契約制限価格の設定を行う方式をいう。
- (17) 本工事は、概略発注方式の対象工事である。概略発注方式とは、概略発注部分の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。したがって、概略発注工事に関する事項の単価項目の金額については、特記仕様書に示す率計上の考え方に基づき入札価格の見積りを行うものとし、当該部分は、当初契約において一式として契約するものである。
- 2 競争参加資格 当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
- (1) 西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時に、平成31・32年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「橋梁補修改築工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の

際に算定された客観的事項に係る点数が1,100点以上である者（上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,100点以上であること。）。又は、この条件を満たす2者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

- (3) 施工実績 平成17年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが行った工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が均等割の10分の6以上の場合のものに限る。）
- (ア) 同種工事 橋面積700㎡以上の道路橋のコンクリート床版の新設又は取替を実施した工事。ただし、特定建設工事共同企業体にあつては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が(イ)同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、(ア)同種工事若しくは(イ)同種工事の施工実績を有すること。
- (イ) 同種工事 新設橋梁の上部工工事（O V形式を含む）
- (4) 配置予定の技術者等 次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
- ① 現場代理人は常駐で配置できること。主任技術者又は監理技術者は建設業法に基づく配置ができること。
- ② 主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

- ③ 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成17年度以降に元請として完成・引渡し完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは(3)に同じ。
- 同種工事 橋面積300㎡以上の道路橋のコンクリート床版の新設又は取替を実施した工事
- ④ 主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、確認資料提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
- ⑤ 監理技術者にあつては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑥ 詳細設計において、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。
- (ア) 管理技術者 技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）、総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）〕、R C C M〔鋼構造及びコンクリート〕、土木学会認定土木技術者〔特別上級土木技術者（設計）、上級土木技術者（設計又は橋梁）又は1級土木技術者（設計又は橋梁）〕
- (イ) 照査技術者 技術士〔建設部門（鋼構造及びコンクリート）、総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）〕、R C C M〔鋼構造及びコンクリート〕、土木学会認定土木技術者〔特別上級土木技術者（設計）、上級土木技術者（設計又は橋梁）又は1級土木技術者（設計又は橋梁）〕
- なお、外国資格を有する技術者（わが国及びW T O政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はR C C M相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、確認資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

- (5) 競争参加資格確認申請書、確認資料及び競争参加者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域2」において、入札参加資格停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において入札参加資格停止を受けていないこと。
- (6) 施工計画が適切であること。
- (7) 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
- イ) 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
- ロ) 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に建設業法に基づく配置ができること。
- ハ) 工事等競争参加資格登録要領別紙9-1に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
- ニ) 各構成員の出資比率が30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 入札前価格見積方式に関する見積書が提出されていること。